

広島県水道企業団 事業計画素案（案） 【概要版】

<目次>

第1章	はじめに	1
第2章	水道事業の現状と課題	1
第3章	組織・職員計画	2
第4章	通信基盤・システム整備計画	2
第5章	業務運営計画	3
第6章	施設整備計画	4
第7章	財政運営計画	5
第8章	工業用水道事業	6
【別紙】	施設整備の主な内容	8

第1章 はじめに

1 計画の位置づけ

「広島県における水道事業の統合に関する基本協定」(令和3年4月締結)に基づき、令和4年11月に15市町と県(構成団体)で設立予定の水道企業団について、組織体制、業務運営、施設整備、財政運営など企業団の基本的な事項や事業内容を取りまとめたもの

2 基本理念・基本方針

■基本理念 ~企業団の責務・目的~

- 企業団は、多様な背景を持つ市町と県が統合し、相乗効果を発揮するとともに、環境の変化に的確に対応しながら、安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給する水道システムを構築することで、住民福祉の向上と地域経済の発展に寄与する
- 企業団は、水道変革のフロントランナーとして、ノウハウや技術力を活用し、国内外の水道の発展に貢献する

■基本方針 ~企業団の取組の方向性~

- 1 上質なサービスの提供
 - ・水源保全や適切な水質管理による安全・安心・おいしい水の提供
 - ・低廉な料金の維持
 - ・デジタル化などによる便利で快適なサービスの提供
- 2 施設・維持管理の最適化
 - ・国交付金を最大限活用し、全体最適の観点から施設を再編整備
 - ・デジタル化や重複業務の一元化、民間活用などによる効率的な維持管理
 - ・施設の強靱化、バックアップ機能の強化などによる危機管理体制の強化
 - ・効率的な水運用や高効率機器の導入などによる環境負荷の低減
- 3 組織・管理体制の強化
 - ・簡素で効率的な組織、柔軟で機動的な組織の整備
 - ・迅速な意思決定や経営の健全性確保が可能なガバナンス体制の整備
 - ・計画的な人材育成による水道の専門家集団の構築

3 計画期間

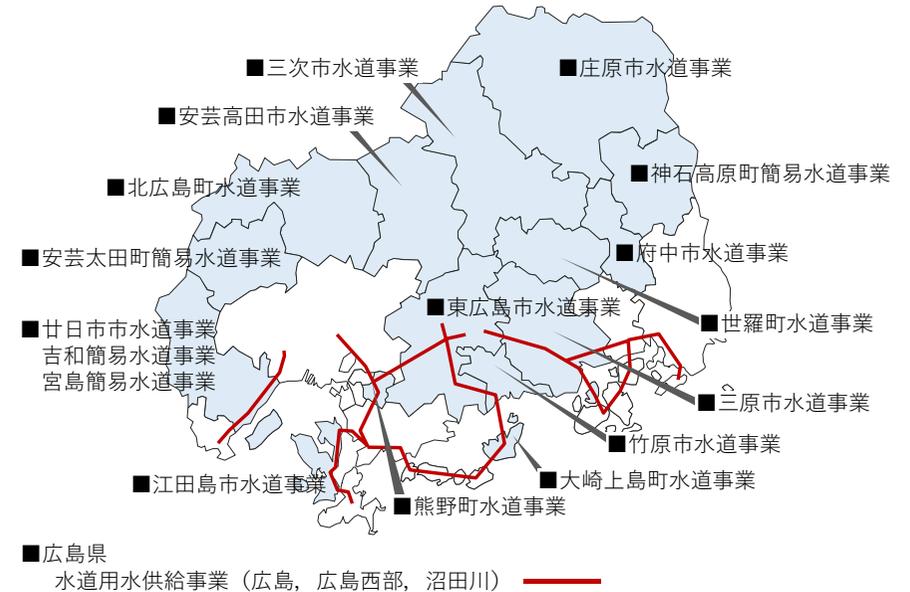
令和5年度~14年度(10年間)

第2章 水道事業の現状と課題

1 概況 ※令和2年度

- 15市町は、水道事業を17事業(上水道13事業、簡易水道4事業)経営し、17事業を合わせた給水人口は58万人、給水収益は144億円/年
- 県は、島しょ部など水源確保が困難な市町に水道用水を供給する水道用水供給事業を3事業経営し、3事業を合わせた給水収益は96億円/年

<構成団体が経営する水道事業等>



2 将来見通しと課題 ※概ね40年後の見通し

- 人口減少等に伴い、水需要や給水収益が大幅に減少
 - ・水需要 R2年度: 301千 m^3 /日 \Rightarrow R44年度: 213千 m^3 /日 (Δ 29%)
 - ・給水収益 R2年度: 194億円 \Rightarrow R44年度: 145億円 (Δ 25%)
- 施設の老朽化に伴い、更新費用は大幅に増加
 - ・更新費用 H28-R2年度平均: 86億円/年 \Rightarrow R5-14年度平均: 173億円/年 (2倍)
- 給水収益の減少や更新費用の増加により経営は悪化し、給水原価も上昇
 - ・損益 R2年度: 45億円 \Rightarrow R44年度: Δ 87億円 (Δ 132億円)
 - ・給水原価 R2年度: 227円/ m^3 \Rightarrow R44年度: 394円/ m^3 (1.7倍)
- 令和14年度までに技術職員の約半数が退職する見込みであり、水道の専門知識や技能を有する人材の育成や技術力の定着が課題

第3章 組織・職員計画

1 経営形態

広域連合企業団（特別地方公共団体）

国から権限委譲や事務の委任を受けることができ、一部事務組合と比べ、広域的な事務をより主体的に運営することが可能

2 組織・職員

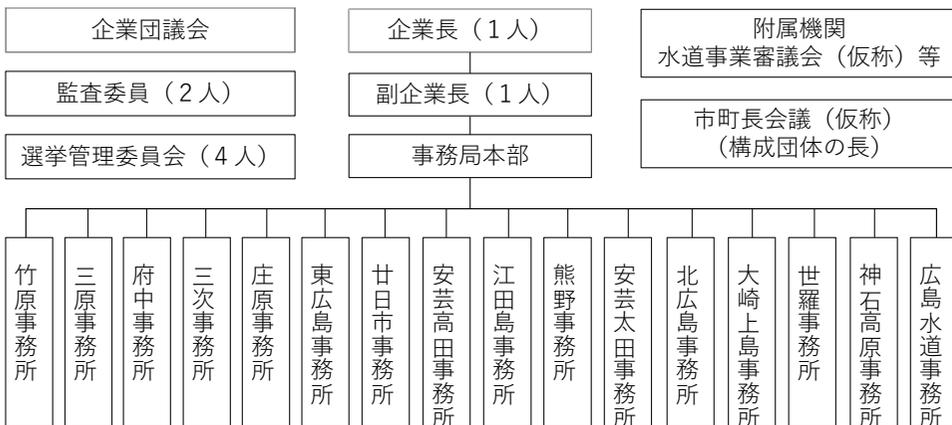
企業団議会については、今後、整理

- 地方自治法の規定に基づき、企業団議会、企業長、監査委員、選挙管理委員会を設置
 企業団議会議員：構成団体の議会による選挙で選出
 企業長：構成団体の長による選挙で選出
- 事務局は、本部と16事務所を設置（事務所は、15市町と現在の県広島水道事務所に設置）
- その他、水道事業審議会（仮称）などの附属機関や構成団体の長で構成する市町長会議（仮称）などを設置
- 事業開始時（令和5年度）の職員は、地方自治法に基づく構成団体からの派遣とし、職員定数は現在の職員数と同等の350人程度とする
- 事業開始後、企業団で職員採用を行うとともに、計画的に人材を育成

3 庁舎

本部は広島市内に設置し、事務所は、各市町の現庁舎と県広島水道事務所に設置

<企業団の組織イメージ>



第4章 通信基盤・システム整備計画

1 基本的な考え方

- 通信回線や端末などの通信基盤は、企業団運営を支える基盤であるとともに、個人情報を含め多様な情報を大量に扱うことから、快適な通信環境と強固なセキュリティを確保
- デジタル化やオンライン化などDXを積極的に推進し、サービス向上や業務を効率化
- 構成団体ごとに異なっている各種情報システムは統一し、統一に当たっては、クラウドサービスを優先的に利用して構築費用や運用コストを縮減

2 整備概要

区分	概要
通信基盤	・強固なセキュリティを確保しつつ、通信速度や通信品質の確保も可能なゼロトラストネットワーク※を、事業開始までに構築
情報システム	・総務系システム（人事・給与、財務会計など）は、事業開始までに構築 ・業務系システム（料金、マッピング、土木積算など）は、システム仕様の統一に時間を要するため、事業開始時は各構成団体の現在のシステムを継続利用し、令和8年度に統一 ・浄水場等の運転監視を行う施設監視系システムは、令和6年度に、水道用水供給事業で、複数の浄水場等の運転監視を一つの運転監視拠点で行える広域運転監視システムを導入し、その後、15市町の運転監視システムを、段階的に広域運転監視システムに移行

※ ゼロトラストネットワーク

登録された端末やユーザーのみが、あらかじめ許可されたアプリケーションにアクセスできる仕組。危険な通信は、端末やアプリケーションが排除するため、庁内ネットワークを介さず、一般のインターネット回線を使用して接続することが可能となり、通信負荷の分散により、通信速度や通信品質の向上を図ることができる

第5章 業務運営計画

1 基本的な考え方

- 事業開始時は、各構成団体の現在の体制を維持しつつ、統合により強化される経営資源（ヒト・モノ・カネ）やスケールメリットを活用し、業務を効率化
 - ・業務基準や運用方法の統一による効率化
 - ・一括発注に伴うコスト縮減
 - ・民間活用の推進によるサービスの向上、コスト縮減
 - ・構成団体単独では取組が困難なDXの推進
- 構成団体が築き上げてきたノウハウや技術力を活かし、業務水準やサービスレベルを向上
- 企業団の組織力を活用し、迅速かつ効果的な危機管理体制を構築

2 各業務の主な取組

業務	主な取組
営業	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる給水契約の受付を事業開始にあわせて開始するほか、コンビニ払い、スマートフォンによる決済など水道料金の支払方法を令和7年度から多様化し、利便性を向上 ・スマートメーターを令和7年度以降導入し、検針業務を効率化 ・営業窓口は、サービス水準の維持を前提に、構成団体と調整を図りながら、段階的に集約
給水装置	<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事の申請・審査を令和8年度からインターネット上で行えるようにし、指定給水装置工事事業者（指定業者）の利便性を向上 ・Web会議システムを活用した遠隔臨場システムを令和6年度から導入し、給水装置工事の立会や竣工検査業務などを効率化 ・指定業者の指定、更新、指導監督などの業務は、事業開始にあわせて本部に一元化し、効率化 ・給水装置窓口は、指定業者の利便性の確保を前提に、構成団体と調整を図りながら、段階的に集約
運転監視	<ul style="list-style-type: none"> ・水道用薬品は、事業開始から一括発注による調達を進め、コストを縮減 ・広域運転システムを令和6年度以降導入し、運転監視業務の効率化を図るとともに、構成団体と調整を図りながら運転監視拠点を段階的に集約

運転監視	<広域運転監視システムによる運転監視業務の集約化イメージ> 【現在】構成団体ごとに運転監視システムが異なる 【企業団】広域運転監視システムにより運転監視業務を集約
保全	<ul style="list-style-type: none"> ・AIを活用した管路劣化予測システムを令和6年度以降、15市町に導入し、管路保全業務を効率化するとともに、令和8年度以降、タブレット点検システムを導入し、点検業務を効率化 ・保全拠点は、施設の再編整備にあわせ、構成団体と調整を図りながら、段階的に集約
水質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・構成団体単独では困難であった水質のリスク評価、地域の水質課題の解決、浄水技術の調査・研究などについて実施体制を整え、水質管理を強化 ・水源周辺のパトロールなど水源保全活動を積極的に実施
工務	<ul style="list-style-type: none"> ・国交付金を活用した施設の再編整備は、原則として本部が工事を執行し、その他の工事は事務所が執行（事務所に対しては、必要に応じて本部がバックアップ） ・管路工事でDB（概算数量工事発注）を導入し、発注業務を効率化 ・DBをはじめ、施設整備を着実に実施するためには、工事事業者の技術力の維持・向上が不可欠なため、技術研修などを実施し、工事事業者を育成
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始までに、危機管理マニュアルを整備し、自然災害などの危機事案に適切に対処できる体制を整備 ・構成団体と災害協定を締結するとともに、構成団体の地域防災計画に企業団を災害対策本部の構成員として位置付けるなど、危機事案に対し、構成団体と連携して対処する体制を構築
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の料金収納業務や統合の対象外である公営小規模水道などの維持管理業務は、構成団体から委託を受けて実施

第6章 施設整備計画

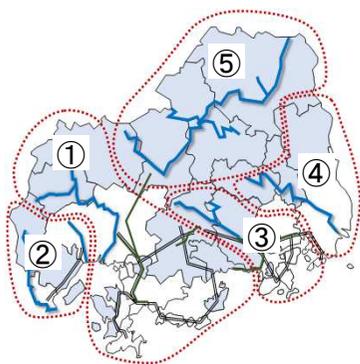
1 基本的な考え方

- 企業団の技術力・組織力や国交付金を活用し、将来の水需要の減少を見据えた上で、全体最適の観点から施設の配置や規模を最適化し、将来の更新費用や維持管理費を低減
- 施設の最適化にあわせ、強靱化やバックアップ機能の強化を図り、災害や事故に強い水道を整備

2 施設整備

- 施設は、市町単位ではなく、自然流下による水運用が可能な河川流域等を基本に設定した5つのエリアを単位に再編整備
 - ・水源は、可能な限り水質が良好で、水量が豊富な水源に集約
 - ・浄水場は、浄水能力が高く、余力のある浄水場に集約
 - ・管路は、更新時にあわせてダウンサイジング
- 施設は、国交付金が活用できる令和14年度までの10年間で集中的に整備

<各エリアの範囲>



- ①太田川エリア
竹原市，東広島市（河内町を除く），江田島市，熊野町，安芸太田町，北広島町西部，大崎上島町，広島用水
- ②小瀬川・八幡川エリア
廿日市市，広島西部用水
- ③沼田川エリア
三原市，東広島市河内町，沼田川用水
- ④芦田川エリア
府中市南部，世羅町東部，神石高原町
- ⑤江の川エリア
府中市北部，三次市，庄原市，安芸高田市，北広島町東部，世羅町西部

<施設整備の概要> ※エリア別の主な整備計画は別紙参照

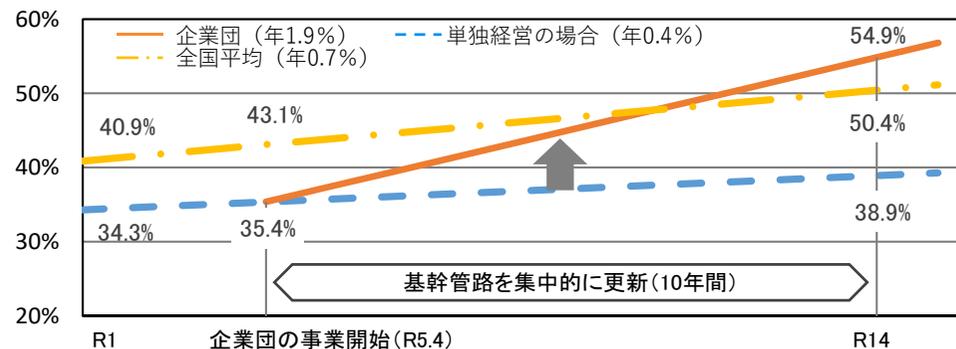
令和14年度までの10年間で浄水場を1/2に集約するなど、規模を最適化

年度	水需要	水源	浄水能力・浄水場数	管路
R 2 年度	384千m ³ /日	695千m ³ /日	595千m ³ /日 189か所	7,576km
R 14年度 (対R2増減率)	333千m ³ /日 ▲13%	428千m ³ /日 ▲38%	389千m ³ /日 94か所 ▲50%	7,770km + 3%
R 44年度 (対R2増減率)	263千m ³ /日 ▲32%	345千m ³ /日 ▲50%	314千m ³ /日 87か所 ▲54%	7,782km + 3%

3 危機管理対策

- 令和14年度までの10年間で基幹管路361kmを更新・整備し、全国平均より低い耐震化率を企業団全体として、全国平均以上に引き上げ

<基幹管路の耐震化の取組概要>

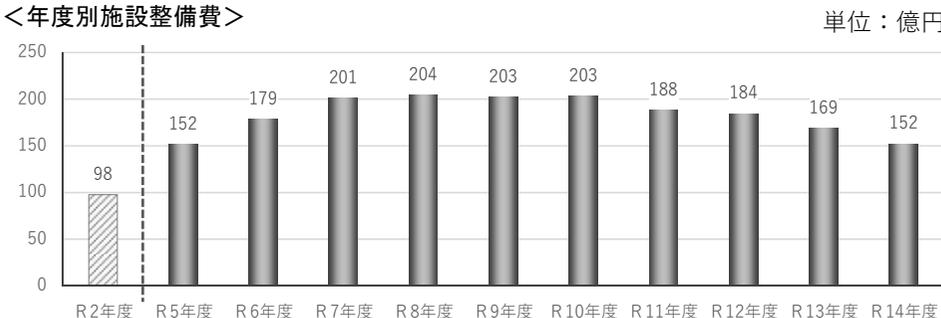


- 浸水想定区域内の4施設に、浸水防止壁などの浸水対策を実施
- 土砂災害（特別）警戒区域内の3施設に、土砂流入防止壁などの土砂災害対策を実施
- 震度6弱（人命に係る施設は震度7程度）で給水停止しないよう6施設を耐震化
- 断水が広範囲に及ばないように、海底管の二重化（2か所）、緊急時連絡管（3か所）、予備水源（8か所）を整備
- 停電対策が未完了の3施設に、自家発電設備などを整備
- 被災時に、1週間、住民1人当たり20L/日の応急給水が可能となるよう、現在37カ所ある応急補給拠点（浄水場の浄水地などに給水車に水を補給するための設備）を10カ所追加整備

4 施設整備費

危機管理対策も含め、計画期間中の施設整備費は1,835億円（年平均では184億円となり、R2年度の98億円と比べると1.9倍の増）

<年度別施設整備費>



第7章 財政運営計画

1 基本的な考え方

- 会計は、事業ごとに区分して経理
- 財産は、構成団体から無償で引き継ぎ、事業ごとに区分して管理
- 施設整備や危機管理対策、サービス向上などの事業を着実に実施するため、効率的な財政運営を行う
 - ・施設整備費の増加に対しては、国交付金や地方公営企業繰出金の活用、事業間の資金融通などにより財源を確保
 - ・健全な財政運営を確立するため、財政規律を確保
 - 資金残高 年間給水収益の1/3以上を目途
 - 企業債残高 年間給水収益の3倍以内を目途（施設整備の実施などにより3倍以内が困難な事業については、可能な限り企業債の発行を抑制）

2 水道料金

- 料金は、将来の更新需要や収支等を踏まえ、適切な水準を設定
- 事業別料金を維持
- 概ね5年ごとに料金を見直し、必要が生じた場合、構成団体の意見等を踏まえ、改定を実施
- 水道用水供給事業については、統合効果を財源に、受水団体のうち構成団体に対する料金を8%減額

3 収支シミュレーション

(1) 損益収支

単独経営を維持する場合と比べ、すべての事業会計で損益収支は改善する見込み

<企業団全体の損益（各事業会計の合算）> ※料金改定を行わない場合 単位：億円

R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
38	34	31	28	25	23	17	15	14	10

<単独経営の場合の損益（各事業会計の合算）>

41	34	30	22	17	13	6	1	▲4	▲10
----	----	----	----	----	----	---	---	----	-----

(2) 水道料金（供給単価）

単独経営を維持する場合と比べ、すべての事業会計で水道料金の上昇は抑えられる見込み

<水道事業の水道料金（供給単価）の見込み>

事業	R2年度 供給単価 (円/㎡)	単独経営				統合			
		供給単価		対R2年度		供給単価		対R2年度	
		R14年度	R44年度	R14年度	R44年度	R14年度	R44年度	R14年度	R44年度
竹原市	181	235	389	1.30	2.15	208	362	1.15	2.00
三原市	257	296	476	1.15	1.85	257	438	1.00	1.70
府中市	234	281	445	1.20	1.90	258	410	1.10	1.75
三次市	203	356	528	1.75	2.60	305	437	1.50	2.15
庄原市	229	309	607	1.35	2.65	263	481	1.15	2.10
東広島市	240	233	361	0.97	1.50	233	326	0.97	1.36
廿日市市	178	214	276	1.20	1.55	178	249	1.00	1.40
安芸高田市	209	408	732	1.95	3.50	334	491	1.60	2.35
江田島市	271	299	502	1.10	1.85	271	434	1.00	1.60
熊野町	239	263	430	1.10	1.80	239	382	1.00	1.60
安芸太田町	173	242	388	1.40	2.25	216	362	1.25	2.10
北広島町	186	335	502	1.80	2.70	214	326	1.15	1.75
大崎上島町	230	268	483	1.17	2.10	268	429	1.17	1.87
世羅町	207	270	550	1.30	2.65	207	477	1.00	2.30
神石高原町	247	346	444	1.40	1.80	309	358	1.25	1.45
平均	219	290	474	1.32	2.16	251	397	1.15	1.81

<水道用水供給事業の水道料金（供給単価）の見込み>

広島用水	120	120	156	1.00	1.30	114	150	0.95	1.25
広島西部用水	109	109	109	1.00	1.00	104	104	0.96	0.96
沼田川用水	118	129	165	1.10	1.40	122	157	1.04	1.34
平均	115	119	143	1.03	1.24	113	137	0.98	1.19

※供給単価：給水収益÷有収水量（料金徴収の対象となった水量）

※統合した場合のR14年度の水道用水供給事業の供給単価は、構成団体向けの料金を8%減額した後の単価

4 統合効果

40年間（令和5年度～44年度）の効果額は979億円で、統合により、すべての構成団体で効果が見込まれる

単位：億円

事業	施設整備費		維持管理費 のコスト減	合計
	再編整備に よるコスト減	国交付金収入 による負担減		
竹原市	—	▲22	▲14	▲36
三原市	▲13	▲30	▲44	▲87
府中市	▲1	▲7	▲13	▲21
三次市	▲22	▲23	▲28	▲73
庄原市	▲42	▲8	▲21	▲72
東広島市	▲67	▲39	▲91	▲196
廿日市市	▲41	▲30	▲51	▲121
安芸高田市	▲29	▲28	▲21	▲78
江田島市	▲19	▲3	▲18	▲41
熊野町	▲5	▲1	▲10	▲17
安芸太田町	—	▲1	▲2	▲4
北広島町	▲35	▲14	▲14	▲64
大崎上島町	▲2	▲1	▲11	▲13
世羅町	▲8	▲10	▲9	▲27
神石高原町	▲10	+4	▲6	▲12
県	+55	▲149	▲23	▲118
合計	▲238	▲363	▲378	▲979

※1億円未満は四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合がある

※県の効果額は、水道用水供給事業の構成団体向けの料金を8%引き下げた後の効果額

まとめ

1 サービスの向上

- 単独経営を維持する場合と比べ、料金上昇の抑制が可能

<水道料金（供給単価）> ※水道事業の平均

R2年度	単独経営		統合	
	R14年度	R44年度	R14年度	R44年度
219円/m ³	290円/m ³	474円/m ³	251円/m ³	397円/m ³

- 水道用水供給事業の構成団体向けの料金を8%減額
- 給水契約の受付、給水装置工事の受付・審査のインターネット化や、水道料金のスマートフォン決済・コンビニエンスストア納付の拡充など、新規サービスを導入し、利便性を向上

2 施設・維持管理の最適化

- 浄水場を1/2に集約するなど、余剰な施設を最適化
- 施設の再編整備や維持管理の効率化、DXの推進、国交付金の交付により、40年間で979億円（24億円/年）の効果
- 企業団の組織力、技術力や国交付金を活用し、全国平均を下回っている基幹管路の耐震化率を全国平均以上に引き上げるなど施設の強化を図るとともに、海底管の二重化や緊急時連絡管の整備などバックアップ機能を強化し、給水安定性を向上

<基幹管路の耐震化率> ※企業団全体の数値

R1年度		R14年度	
耐震化率	全国平均	耐震化率	全国平均
34.3%	40.9%	54.9%	50.4%

3 組織・管理体制の強化

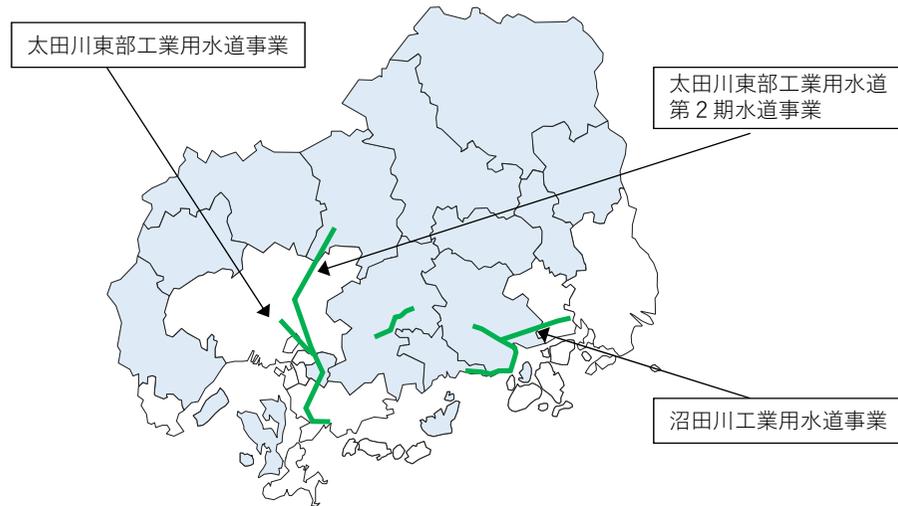
- 水道の専門知識や技能を有する人材を確保
- 構成団体間の支援体制や市町との緊密な連携体制の構築、応急給水体制の充実などにより、危機管理体制が強化
- すべての事業会計で、単独経営を維持する場合と比べ、収支が改善し、経営が安定

第8章 工業用水道事業

1 概況

- 県は、工業用水道事業3事業を経営し、給水収益は19億円/年
- 県工業用水道施設は、水道用水供給事業の浄水場や管路の一部と施設を共有しており、水道用水供給事業と一体的に運営

<工業用水道事業の概況>



2 将来見通しと課題

「2 将来見通しと課題」から「5 財政運営計画」までは、今後、整理

3 業務運営計画

4 施設整備計画

5 財政運営計画

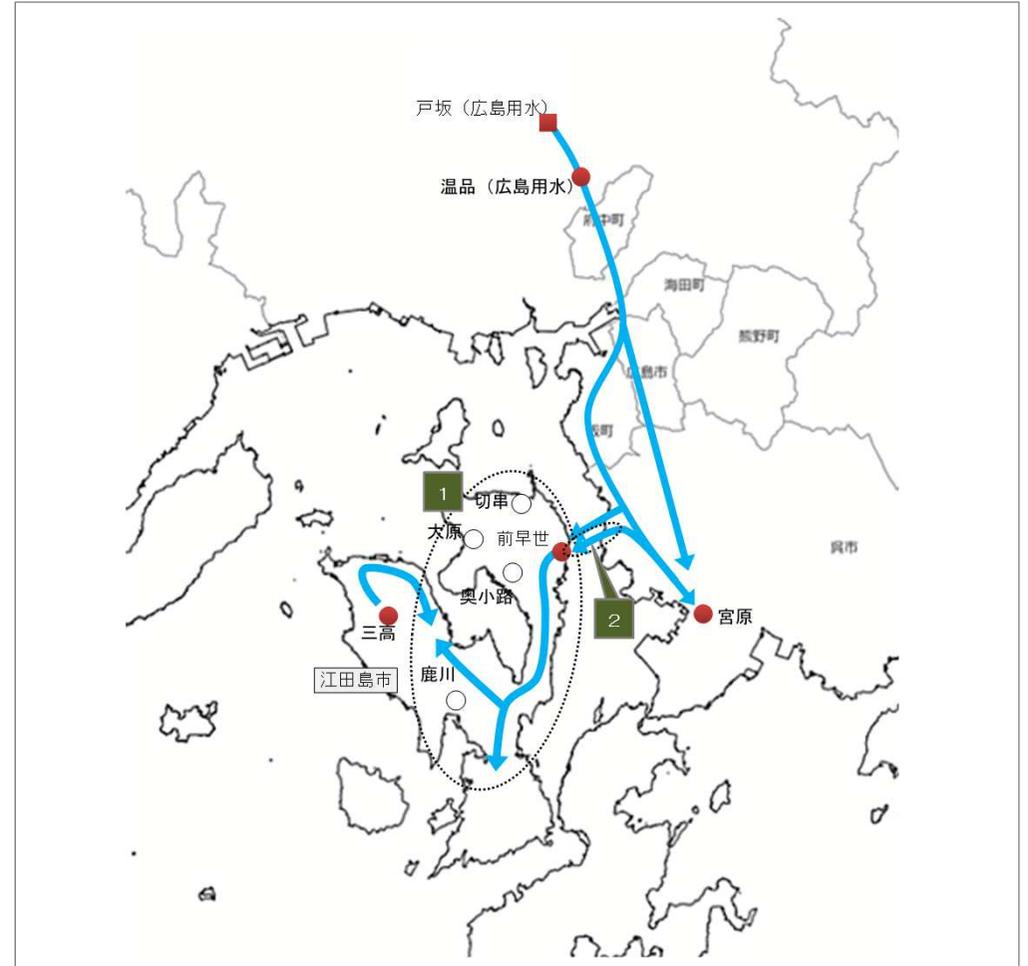
【別紙】施設整備の主な内容

■太田川エリア ①東広島市（河内町を除く）・竹原市・大崎上島町・熊野町



	事業概要	整備時期	整備費
1	・福富ダムを水源とする福富広域浄水場の新設 ・吾妻子, 松子山, 田房, 小谷, 木谷, 三津を段階的に廃止し, 瀬野川浄水場及び福富広域浄水場からの2系統の送水に切り替え	R 5年度 ～13年度	63億円
2	・太田川水系と沼田川水系（東広島市高屋町～東広島市河内町）を結ぶ緊急時連絡管の整備	R 6年度 ～9年度	17億円
3	・新成井浄水場の新設 ・成井, 中通浄水場を廃止し, 新成井浄水場からの送水に切り替え	R 5年度 ～13年度	32億円
4	・沖浦ポンプ所, 垂水ポンプ所の廃止 ・沖浦配水池, 垂水配水池の廃止 ・大崎調整池からの送水に切り替え	R 11年度 ～12年度	1億円
5	・長尾ポンプ所, 八幡山ポンプ所の廃止 ・熊野調整池からの送水に切り替え	R 8年度 ～12年度	1億円

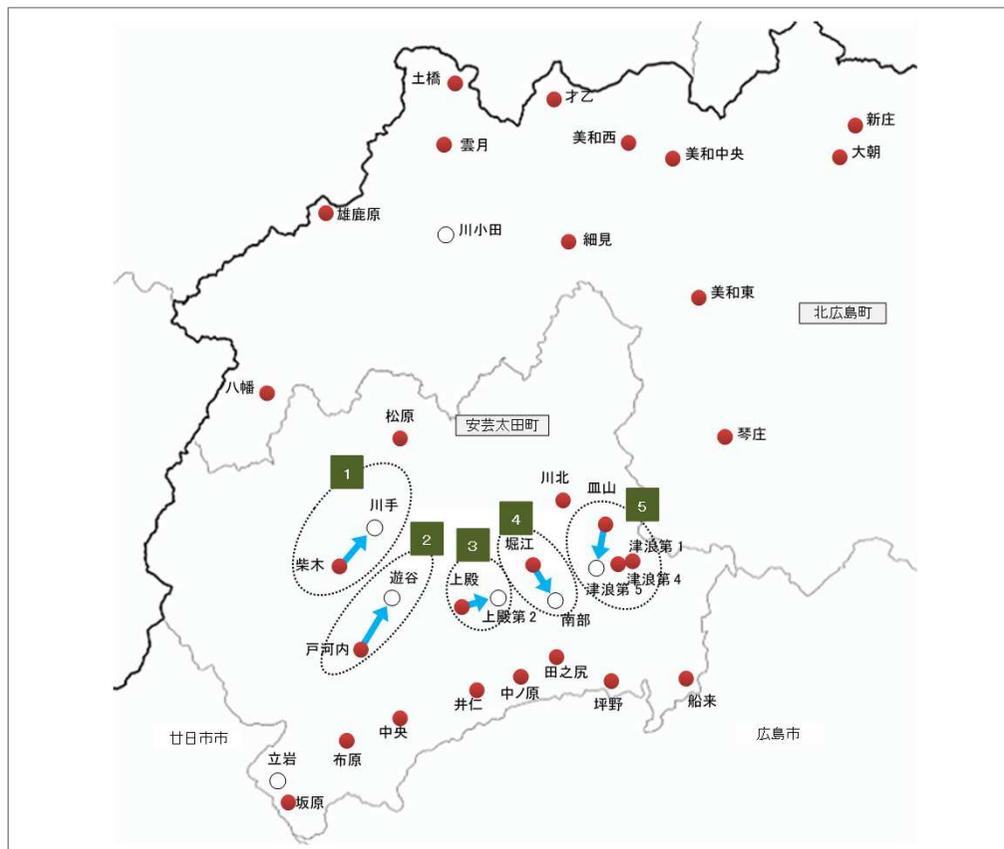
②江田島市



	事業概要	整備時期	整備費
1	・切串, 鹿川, 奥小路, 大原浄水場を廃止 ・太田川の自己水源を活用し, 前早世浄水場からの送水に切り替え	R 6年度 以降	5億円
2	・広島用水の海底管を2重化	R 5年度 ～7年度	8億円

〔凡例〕 ■ 取水場 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 ■ 調整池・配水池
□ 廃止調整池・配水池 ○ 廃止ポンプ所 → 主な送水ルート

③安芸太田町・北広島町西部



	事業概要	整備時期	整備費
1	・川手浄水場の廃止 ・柴木浄水場からの送水に切り替え	R 8年度 ～11年度	1億円
2	・遊谷浄水場の廃止 ・戸河内浄水場からの送水に切り替え	R 5年度 以降	—
3	・上殿第2浄水場の廃止 ・上殿浄水場からの送水に切り替え	R 12年度 ～13年度	0.2億円
4	・南部浄水場の廃止 ・堀江浄水場からの送水に切り替え	R 11年度 ～12年度	0.5億円
5	・津浪第5浄水場の廃止 ・皿山浄水場からの送水に切り替え	R 5年度 ～8年度	1億円

■小瀬川・八幡川エリア 廿日市市



	事業概要	整備時期	整備費
1	・峠、永原、土居垣内、浅原浄水場を段階的に廃止 ・三ツ石浄水場からの送水に切り替え ・津田浄水場を予備水源として運用	R 5年度 以降	23億円
2	・宮島への海底管を2重化 ・大砂利浄水場の廃止	R 5年度 ～7年度	11億円
3	・大砂利第2浄水場（仮称）の新設	R 4年度 ～5年度	0.4億円

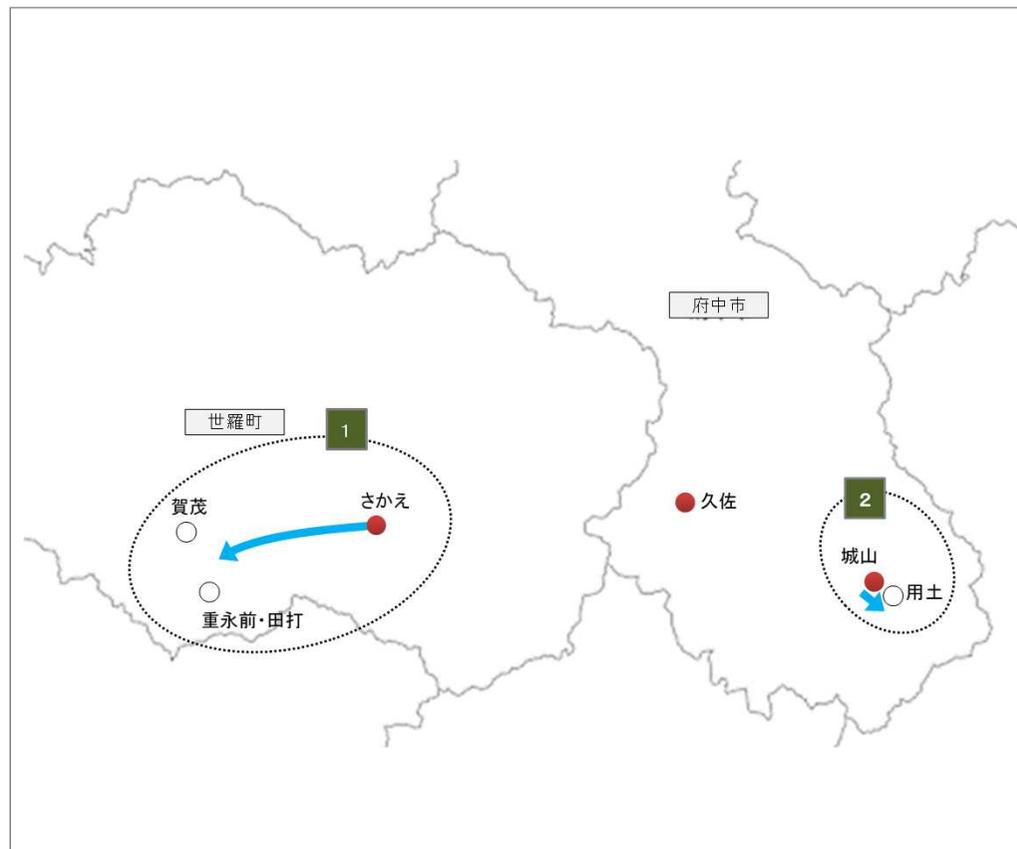
〔凡例〕 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

■沼田川エリア 三原市・東広島市河内町



	事業概要	整備時期	整備費
1	・太田川水系と沼田川水系（東広島市高屋町～東広島市河内町）を結ぶ緊急時連絡管の整備【再掲】	R 6年度～9年度	17億円
2	・片山浄水場の廃止 ・県埜田浄水場からの送水に切り替え	R 5年度～7年度	1億円
3	・県宮浦浄水場の廃止 ・西野浄水場に急速ろ過施設を整備し統合	R 5年度～12年度	50億円

■芦田川エリア ①府中市南部・世羅町東部



	事業概要	整備時期	整備費
1	・賀茂，重永前・田打浄水場の廃止 ・さかえ浄水場からの送水に切り替え	R 6年度～9年度	7億円
2	・用土浄水場の廃止 ・城山浄水場からの送水に切り替え	R 5年度～9年度	8億円

〔凡例〕 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

②神石高原町



	事業概要	整備時期	整備費
1	・西油木，東油木南油木浄水場の廃止 ・市場浄水場からの送水に切り替え	R 9年度 ～13年度	1億円
2	・河原郷浄水場の廃止 ・光信浄水場からの送水に切り替え	R 5年度 以降	—
3	・大上浄水場の廃止 ・高蓋浄水場からの送水に切り替え	R 5年度 以降	—
4	・高下田浄水場の廃止 ・井関浄水場からの送水に切り替え	R 5年度 以降	—
5	・安田，小吹，花済浄水場の廃止 ・近田浄水場からの送水に切り替え	R 10年度 ～14年度	1億円
6	・野呂谷第1・第2浄水場の廃止 ・四日市第1・第2浄水場からの送水に切り替え	R 10年度 ～11年度	1億円

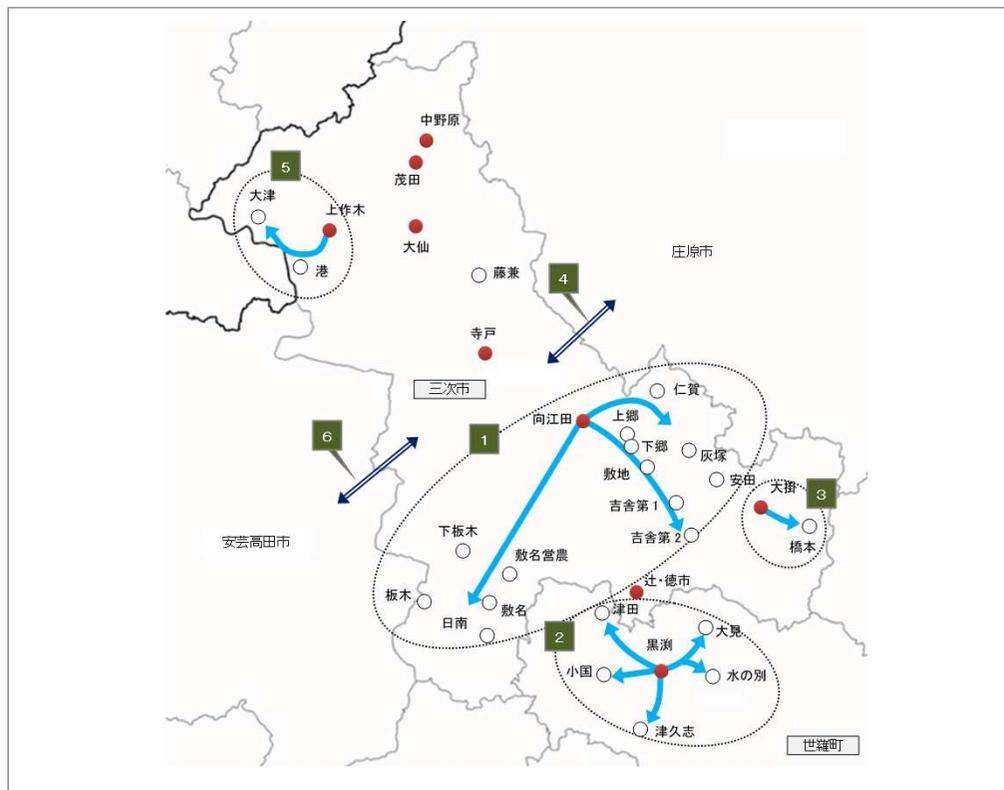
■江の川エリア ①安芸高田市・北広島町東部



	事業概要	整備時期	整備費
1	・土師ダムを水源とする土師広域浄水場の新設 ・安芸高田市の26浄水場（佐々井，北原，別所，本郷（八），福原，福原（簡），坂巻，国司，戸島，向原中央第1，第2，第3，第4，坂上，小原，高地長屋，甲立，浅塚，稼地，本郷，横田，すだれ，原田，羽佐竹，船佐，下福田浄水場）と北広島町の壬生，新郷，本地浄水場を廃止し，土師広域浄水場からの送水に切り替え	R 5年度 ～20年度	121億円
2	・三次市下川立町と安芸高田市甲田町間の緊急時連絡管を整備	R 5年度 以降	1億円

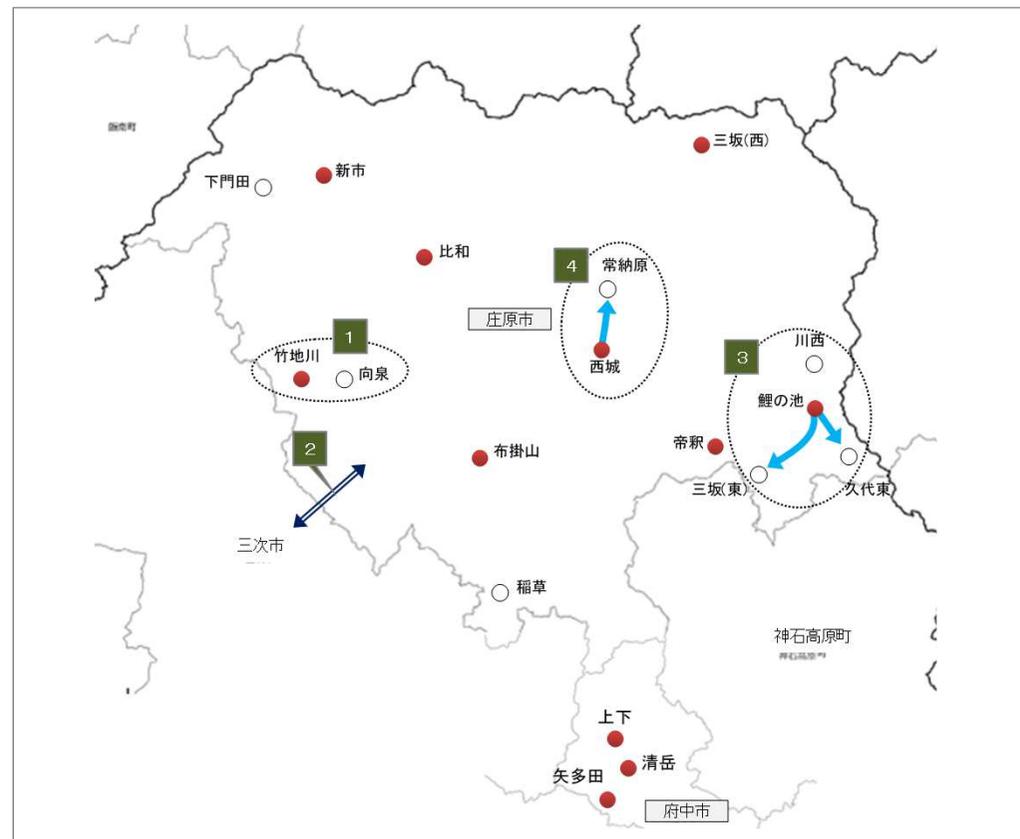
〔凡例〕 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

②三次市・世羅町西部



	事業概要	整備時期	整備費
1	・三次市の13浄水場（上郷，下郷，仁賀，灰塚，敷地，吉舎第1，吉舎第2，安田，敷名，敷名営農，日南，下板木，板木浄水場）の廃止 ・向江田浄水場からの送水に切り替え	R 5 年度～12年度	20億円
2	・津田，小国，津久志，水の別，大見浄水場の廃止 ・黒淵浄水場からの送水に切り替え	R 5 年度～10年度	7 億円
3	・橋本浄水場の廃止 ・大掛浄水場からの送水に切り替え	R 14年度	1 億円
4	・三次市和知町と庄原市平和町間の緊急時連絡管を整備	R 5 年度以降	1 億円
5	・港，大津浄水場の廃止 ・上作木浄水場からの送水に切り替え	R 5 年度以降	2 億円
6	・三次市下川立町と安芸高田市甲田町間の緊急時連絡管を整備【再掲】	R 5 年度以降	1 億円

③庄原市・府中市北部



	事業概要	整備時期	整備費
1	・向泉浄水場の廃止 ・竹地川浄水場からの送水に切り替え	R 5 年度以降	—
2	・三次市和知町と庄原市平和町間の緊急時連絡管を整備【再掲】	R 5 年度以降	1 億円
3	・川西，三坂(東)，久代東浄水場の廃止 ・鯉の池浄水場からの送水に切り替え	R 5 年度以降	2 億円
4	・常納原浄水場の廃止 ・西城浄水場からの送水に切り替え	R 5 年度以降	2 億円

〔凡例〕 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

